

支給要件等

年 齢	児童手当の月額（1人あたり）
0歳から3歳未満	1 律 15,000 円
3歳から小学校修了前	第1子・第2子 10,000 円 第3子以降 15,000 円 (子どもの数は、18歳の誕生日をむかえた後最初の3月31日までの間にある子どもで数えます)
中 学 生	一律 10,000 円
所得制限対象者	一律 5,000 円 所得額が下記の金額を超える方については、子どもの年齢に関わらず5,000円を支給します。 扶養親族などの数が 0人 所得制限限度額 622万円 扶養親族などの数が 1人 所得制限限度額 660万円 扶養親族などの数が 2人 所得制限限度額 698万円 扶養親族などの数が 3人 所得制限限度額 736万円 ※所得は、父母のうち高いほうの所得で確認します。

○子どもが海外に居住している場合は、支給できません。(留学中の場合は支給できる場合があります)

○父母が離婚協議中などで別居している場合は、子どもと同居している人に支給されます。
この場合、離婚協議中である証明書が必要です。

児童手当に関する届出

事 由	必 要 書 類
○出生（第1子）の方 ○町外から転入された方	<ul style="list-style-type: none"> ・認定請求書（窓口で配布） ・委任状（窓口で配布） ・印鑑 ・健康保険証 ・受給者本人の口座の通帳など振込口座がわかるもの ・1月1日に住民票があった市区町村の児童手当用所得証明書（転入された方などが必要） <p>※本町に1月1日時点で住民票があった方は不要ですが課税情報を確認させていただきますので確認に係る同意書に記入していただきます。</p>

事 由	必 要 書 類
○津奈木町から転出予定の方	・受給事由消滅届（窓口で配布） ・印鑑
○出生などにより支給対象児童が増える方（第2子以降）	・額改定認定請求書（窓口で配布） ・印鑑